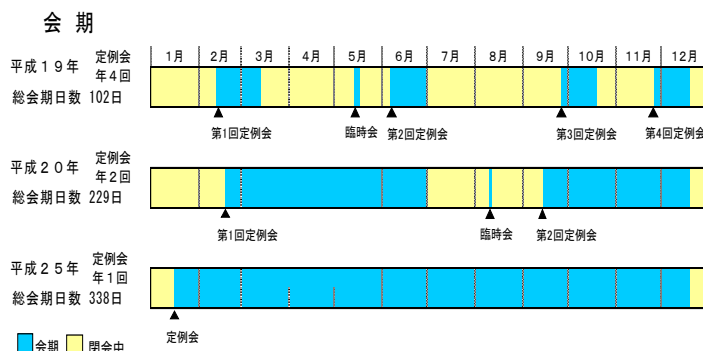


<10大ニュースの概要>

○通年議会（定例会年1回制）を開始（1月）

議会の機能を強化するため、会期等の見直しを行い、平成20年から定例会の招集回数を年2回とし、年間会期日数を増やして、弾力的な議事運営や議員間討議の充実を図ってきましたが、さらに年間を通じて執行部の行政活動を継続して監視するとともに、災害など不測の事態に迅速に対応できる体制を整えるため、定例会を年1回とし、会期を1月から12月までとする、いわゆる通年議会がスタートしました。

なお、通年議会は栃木県、長崎県に次いで全国で3番目の取り組みです。



○政務活動費の交付に関する条例等の改正（2月、3月）

地方自治法の改正により、政務調査費が政務活動費に改められ、交付の対象が「調査研究その他の活動」になるとともに、「議長による透明性の確保」が新たに規定されました。

県議会では、政務調査費のこれまでの運用や「議員報酬等に関する在り方調査会」からの提案、全国都道府県議会議長会の資料等を踏まえて議論を行い、政務活動費を充てることのできる経費の範囲の明確化や議長による透明性の確保を規定した「政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」を2月に可決しました。

また、法や条例の改正趣旨を踏まえ、政務活動費の使途や成果をより分かりやすくするために様式の記載例の充実等を行い、「政務調査費ガイドライン」の改正版として「政務活動費ガイドライン」を3月に制定しました。

4月から改正条例に基づいて交付されている政務活動費は、このガイドラインに則って運用しています。

○議員報酬及び政務活動費の減額措置（2月）

県の厳しい財政状況を考慮して、4月から1年間、議員報酬及び政務活動費を条例本則に定める額から特例的に減額する条例改正を行いました。

議員報酬については、平成24年7月から平成25年3月まで実施していた特例減額と同様に、報酬月額7.8%相当額を減額するもので、この減額措置により平成25年度は条例本則額よりも議員報酬全体で約3,900万円減額になります。

政務活動費については、平成 23 年 7 月から実施していた特例減額と同様に、会派分と議員分とを合わせた議員一人当たり月額の 2 割に相当する 6 万 6 千円を会派分から減額するもので、これにより平成 25 年度は条例本則額よりも政務活動費全体で 3,960 万円減額になります。

○「みえ現場 de 県議会」の開催（2 月、10 月）

県議会では、広聴機能を強化し、多様な県民の意見を県議会に取り入れるため、平成 22 年度から、「みえ現場 de 県議会」に取り組んでいます。

2 月 1 日には四日市市内で「ものづくり産業振興」をテーマに、企業関係者や

教育研究関係者など 12 人と議員 12 人が参加し、ものづくり産業が抱える課題や可能性について意見交換を行いました。

また、10 月 27 日には松阪市内で「子ども子育て支援」をテーマに、子育て中の方（公募）や子ども子育て支援に関わる方 12 人と議員 14 人が参加し、子育て家庭が置かれている現状や抱えている課題、行政も含めた社会における支援策などについて意見交換を行いました。



○「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」連携調査特別委員会を設置（5 月）

平成 25 年は 20 年に一度の神宮式年遷宮、日台観光サミット、翌 26 年には熊野古道世界遺産登録 10 周年と、三重県が大きな注目を集めるこの機会をチャンスと捉え、県では、平成 25 年度からの 3 年間、県民の皆さんや市町、企業等と一体となった「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」をスタートさせ、9 月には県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげていくため、東京日本橋に首都圏営業拠点「三重テラス」もオープンしました。

このような中、県議会においては三重を売り込む営業戦略について調査するために本特別委員会を設置し、三重県営業本部の取り組みや三重県産品を売り込むための連携、ポスト御遷宮を見据えた三重の魅力発信を重点調査項目として調査を行っているところです。

10 月には、首都大学東京都市環境学研究科観光科学域教授の本保芳明氏を参考人として招致し、首都圏営業拠点の指標選定について調査をするなどの活動を続けています。

○三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（議員提出条例）の制定（6月）

飲酒運転の根絶に向けては、さまざまな取り組みが行われ、法による厳罰化も進みましたが、いまだ飲酒運転による事故はなくなり、大切な命が奪われています。

このようなことから、県議会では、平成24年10月、飲酒運転を根絶するための条例制定に向けた検討会を設置し、計14回の会議等を経て条例案を取りまとめ、6月に議員提出議案として提出のうえ、全会一致で可決しました。



本条例は、法による厳罰化とは違う観点からの対応が必要との認識から「規範意識の定着」と「再発防止」を二大柱としました。具体的には、子どもの頃からの規範意識の定着を重視し、また、飲酒運転違反者に対しアルコール依存症に関する受診義務を課すなどの規定を設けました。その他、県の責務や県民・事業者の努力、基本計画の策定、表彰などの規定とともに、12月1日を「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日」とすることも決めました。

○「県政だよりみえ」の新たな情報発信への対応（6月～）

県では、県の広報紙「県政だよりみえ」について、平成26年4月からデータ放送に移行するとともに、それに併せて、紙媒体による各戸配布を廃止することを検討しています。

戦略企画雇用経済常任委員会においては、紙媒体による各戸配布の廃止については、データ放送を総合的に分析・検証し、その結果などを踏まえて検討すること、県の重要施策や課題などをお伝えする広報については、データ放送だけでなく、県民の皆さんの手元にしっかりと届く紙媒体の広報の強みも生かしたベストミックスな広報についても検討することを執行部に対して要望しているところです。

また、県議会の広報紙「みえ県議会だより」については、従来から「県政だよりみえ」と一体のものとして各戸配布が行われていることから、広聴広報会議で協議し、平成26年度以降の取扱いは「県政だよりみえ」の取扱いと同様にすることで意見がまとまったところです。今後は、「県政だよりみえ」に関する常任委員会での議論を注視しながら、「みえ県議会だより」についても適切に対応していきます。

○台風 18 号による被害への対応（9 月）

8 月の台風 18 号は、県内にも大きな被害をもたらしました。

この台風の被害の甚大さに鑑み、9 月には、防災県土整備企業常任委員会が特に被害の大きかった伊賀市において、道路・河川等の公共土木施設の災害現場調査を行いました。

現場調査や常任委員会での議論を踏まえ、執行部に対しては、被害への対応状況を確認するとともに、被災された方々にできるかぎり早く元の生活を取り戻していただくため、早期復旧への取り組みを要望しました。



○本会議、委員会へのタブレット端末等の持込みの試行開始（11 月）

これまで明確なルールのなかったパソコン、タブレット端末、スマートフォンの本会議や委員会への持込みと使用について、使用できる機能や使用にあたって注意すべき点などを明らかにしたうえで、平成 25 年 11 月 22 日から平成 26 年 3 月 19 日まで試行することとなりました。

これらの機器を有効、適切に使用することにより、議会審議充実の一助になるものと期待されています。

なお、試行期間経過後は、試行中の状況を検証し、その後の取扱いを協議することとしています。

○三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会を設置（11 月）

県議会では、平成 19 年に県内において発生した食品の不適正表示事案の問題を受け、県民の方が健康で豊かな生活を送るためには、食の安全と安心が確保されることが重要と考え、平成 20 年に「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」を議員提出条例として制定しました。



しかし、本年の秋以降、米穀の産地偽装や食材の不適切表示が発覚し、県民の方のみならず、県外から訪れる観光客の方などの食の安全と安心に対する信頼が揺らいだことから、当条例を検証するため、11 月 28 日に議員 7 人で構成する本検討会を設置しました。12 月 4 日の第 1 回検討会以降、執行部の意見を聴取するなど、調査・検討を行っています。